

令和6年3月7日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社商船三井内航
(3) 処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	<p>令和5年9月1日、(株)商船三井内航が運航し、洋上風力発電施設事業に係る作業員の輸送業務に従事していた「KAZEHAYA (かぜはや)」が、北海道石狩湾新港外北防波堤において、消波ブロックに接触する事故を起こした。</p> <p>これを受け、同年11月7日、同年11月9日及び同年11月28日に、同社に対して海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、船舶が運航している間に運航管理者が原則として本社にて勤務していなかったこと等、安全管理規程に違反する事実を確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和6年4月6日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 経営トップは、安全管理規程第4条及び5条に基づき、その責務を的確に果たすべく、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、主体的に関与すること。② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。③ 運航管理者は、安全管理規程第15条に基づき、船舶が運航している間は、原則として本社において勤務する等、その職務に専念できる状況に身を置くこと。④ 運航管理者は、安全管理規定第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図るとともに、運航管理者代行、副運航管理者及び運航管理補助者を指揮監督する等、運航の管理に関する統括

	責任者としての責任を自覚し、その職務を全うすること。
--	----------------------------

令和6年3月18日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京都観光汽船株式会社
(3) 処分等の種類	輸送の安全の確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和5年9月28日、東京都観光汽船(株)が運航する旅客船「道灌(どうかん)」(以下「本船」という。)が、浅草～日の出航路を航行中、本船の屋上デッキ出入りロスライドドア付近が永代橋の横桁に接触する事故を起こした。
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和6年4月17日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <p>① 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図るとともに、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。</p> <p>また、運航基準第2条及び第3条に規定されている潮位に係る発航及び基準運航の可否判断基準「航路筋の各橋梁下と船上の空間が20cm未満」が実効的に運用できるよう、橋梁ごとに運航中止となる潮位の限界値を安全管理規程等に明記する等の適切な措置をとること。</p> <p>② 船長は、安全管理規程第24条に基づき、発航前及び基準航行中に適時、運航の可否判断を行い、運航中止となる潮位の限界値に達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議すること。</p> <p>③ 運航管理者は、安全管理規程第25条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長に対して運航中止等の措置を指示すること。</p> <p>④ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、特定の乗組員に対し、安全管理規</p>

	<p>程、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、安全教育を定期的実施すること。</p>
--	--

令和6年3月21日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	大塚 道夫
(3) 処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	<p>令和5年10月10日及び令和6年1月24日に、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、人の運送をする不定期航路事業のうち小見川花火大会遊覧航路において、旅客が乗船する際の12歳未満の子供に対する救命胴衣の着用確認が不十分であり、未着用のまま乗船させて運航していたこと等、安全管理規程に違反する事実を確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和6年4月20日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 安全統括管理者は、安全管理規程第15条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。② 運航管理者は、安全管理規程第16条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。③ 船長は、安全管理規程第29条に基づき、長時間の航行をする場合は、発航前点検についても出航前1回のみではなく、旅客が乗船していないタイミングで燃料残量等も含めた点検を定期的実施する等、点検の確実な実施を徹底すること。④ 安全統括管理者等は、安全管理規程第33条に基づきアルコール検知器の導入及び測定結果の数値記録を行い、併せて安全管理規程の変更（アルコール検知器による測定内容の追記）を行うこと。

	<p>⑤ 運航管理者は、安全管理規程第 47 条に基づき、教育訓練を実施した場合には、都度、内容等の記録を行うこと。</p> <p>⑥ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 48 条に基づき、船舶に安全管理規程及び運航基準図を備置すること。</p> <p>⑦ 船長は、作業基準第 14 条に基づき、旅客が乗船する際には 12 歳未満の子供が救命胴衣を確実に着用しているか確認した上で、運航すること。</p>
--	--

令和6年3月21日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 処分等年月日	令和6年3月21日
(2) 事業者名	大塚 道夫
(3) 住 所	千葉県香取郡東庄町
(4) 根拠法令	海上運送法
(5) 処分等の種類	行政指導
(6) 処分等の期間	
(7) 違反行為の概要	<p>令和5年10月10日に立入検査をした結果、下記の海上運送法違反が判明した。</p> <ul style="list-style-type: none">・届出をしないで使用船舶の変更をしていた。(海上運送法第20条第2項) <p>令和6年3月21日、関東運輸局は当該事業者に対し、上記違反事項について文書による警告を行った。</p>